

第3章（施策の方向性Ⅲ）

変化・進展する社会に対応した特別支援教育の推進

- 1 変化する社会において自立して生きるための力の育成
- 2 デジタルを活用した教育活動の展開
- 3 豊かな心と健やかな体を育むためのスポーツ・芸術教育等の推進



掲載場所	作品名	氏名	氏名 学校名・学部・学年
上段左	木人～ Wild Animals ～	村川 蒼真	都立水元特別支援学校中学部 1 年
上段中	とんぼの一生とその後	山本 宙	都立清瀬特別支援学校中学部 3 年
上段右	瞳の中の冒険譚	西田 翔	都立南大沢学園高等部 1 年
下段左	石皮の蛇	櫻田 欧雅	都立永福学園高等部 2 年
下段中	彩	渡邊 彩人	都立志村学園高等部 1 年
下段右	大人になった僕	篠原 悠真	都立練馬特別支援学校高等部 3 年

1 変化する社会において自立して生きるための力の育成

(1) インクルーシブな教育の更なる推進に向けた取組

① 特別支援学校と都立高校等の協働的な取組

多様な人が共に尊重し合う共生社会の実現には、障害のある子供と障害のない子供が共に学び、体験し、相互理解を深めることが重要であるため、令和6年度にインクルーシブな教育を推進するための体制整備に関する検討を行う協議会（インクルーシブ教育システム体制整備に関する検討協議会）を設置しました。

ここでの検討を踏まえ、令和7年度から、隣接・近接する都立特別支援学校と都立高等学校の各5校で、障害のある生徒等と障害のない生徒が日常的に共に学ぶ環境の整備に向け、従前どおり特別支援学校学習指導要領及び高等学校学習指導要領を基準とする教育課程を編成しながら、生徒等の個々の発達段階に応じた都立特別支援学校と都立高等学校との協働的な取組を実施します。これにより、障害のある生徒等と障害のない生徒や教員同士の相互理解を図り、障害のある生徒等と障害のない生徒が共に学ぶ「協働活動」について、組織的・体系的な推進を図ります。さらに、インクルーシブな教育の更なる推進に向け、この取組のノウハウの蓄積や成果検証等を踏まえて、中長期的には一つの敷地内又は一つの施設内に都立特別支援学校及び都立高等学校を設置し、障害のある生徒等と障害のない生徒が日常的に共に学ぶことのできる環境の整備等についても検討を進めていきます。

② 学校におけるインクルージョンに関する実践的研究

国の中央教育審議会報告等において、インクルーシブ教育システムの構築のためには、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられる条件の整備、障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人ひとりの教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を進めていくことが必要とされています。

都教育委員会では、国の考え方等を踏まえつつ、就学相談機能の充実や、多様な学びの場における教育の充実、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒との交流活動の充実を図ってきました。

令和2年度から令和4年度にかけて、交流及び共同学習の先駆的な取組を行う区市町村教育委員会において実践的研究事業を実施し、取組事例を報告書に取りまとめて公表しました。

令和5年度から令和6年度にかけては、実践的研究事業の成果を踏まえ、より多くの学校において交流及び共同学習の実施が拡充されるよう、更なる事例の収集と普及を図るために、交流及び共同学習拡充支援事業を実施しています。

さらに、令和6年度からは、重点地区を設定し、異校種期限付異動により小・中学校に配置された都立特別支援学校の教員が指導の中心を担うとともに、特別支援学級担任教諭への指導・助言を行うことや、重点地区の小・中学校の教員が特別支援学校において特別支援教育の専門性向上を図ることなどを通じ、インクルーシブ教育システム体制整備推進事業を行っています。

また、交流及び共同学習拡充支援事業、インクルーシブ教育システム体制整備推進事業の状況について、インクルーシブ教育システム体制整備に関する検討協議会で報告し、更なる取組の展開に向けた検討等を行いました。これらの成果を区市町村教育委員会と共有するなどにより、引き続き小・中学校におけるインクルーシブ教育システムの体制整備を推進していきます。



学校におけるインクルージョンに関する実践的研究等事業報告書

③ 特別支援学校と地域の小・中学校及び都立高校等との交流及び共同学習

共生社会の実現に向けては、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が交流する機会を充実させ、共に学習したり活動したりする経験を通じ、互いに理解し尊重し合う心を育んでいくことが重要です。

そのため、これまで、副籍制度の活用や障害者スポーツを通じた交流などにより、都立特別支援学校と地域の小・中学校及び都立高校等との双方向による学校間での交流を進めてきました。

また、東京2025デフリンピックの開催を契機とした聴覚障害への理解を深めるための映像教材では、都立聴覚障害特別支援学校の生徒と都立高校の生徒が撮影に参加し、生徒同



東京 2025 デフリンピックを契機とした聴覚障害理解に関する映像教材の配信

士が手話や筆談でやり取りをするなど、交流を深めながら作成に当たりました。令和6年度には、本映像教材により、手話など聴覚障害のある人とのコミュニケーションに興味・関心をもった小・中学校や都立高校等に通う児童・生徒に向け、都立聴覚障害特別支援学校の児童・生徒による手話動画を作成、配信しました。このような取組により、地域の小・中学校や都立高校等の児童・生徒が障害への理解を深め、特別支援学校に通う障害のある児童・生徒との交流及び共同学習の一層の活性化を促していきます。

今後も様々な機会を活用して、交流の機会の創出を図ることで、豊かな人間性を育てるとともに、多様性を尊重する心を育んでいきます。

④ インクルーシブ教育支援員の配置

都教育委員会では、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受け、安全・安心に過ごすことのできる環境と、個別の教育的ニーズに応える多様な学びの場を整備するため、小・中学校において障害のある児童・生徒の日常生活上の介助や学習支援等を行う「インクルーシブ教育支援員」の配置に係る費用を補助する事業を、令和6年度から開始しました。

「インクルーシブ教育支援員配置補助事業」には以下4種類の支援員の配置を補助する事業があり、区市町村教育委員会がそれぞれのニーズに合わせて活用することができます。全ての児童・生徒が、障害の状態や教育的ニーズに応じた指導・支援を受けながら、有意義な学校生活を送ることができるよう、各区市町村への支援を通じて取組を進めていきます。

■ 特別支援学校就学相当児童・生徒支援事業

学校教育法施行令第22条の3に該当し、都立特別支援学校への就学が適当であると判定されたものの、総合的な判断により小・中学校へ就学した児童・生徒の日常生活上の介助又は学習上の援助を行う支援員

■ 発達障害教育等支援員配置促進事業

特別支援教室で指導を受けている又は退室した児童・生徒が通常の学級で学ぶ際及び特別支援学級の児童・生徒が「交流及び共同学習」として通常の学級で学ぶ際に、安心して円滑に学習できるよう支援を行う支援員

■ 特別支援教育コーディネーター業務補助事業

特別支援教育コーディネーターの事務的業務等を補助する支援員

■ 事務支援員業務補助事業

事業の事務処理等を担当する支援員

また、インクルーシブ教育支援員の資質・能力の向上に資する研修用動画を作成し、区市町村教育委員会に提供することで、各地区における適切な人材確保や人材育成を支援します。

⑤ 副籍制度の充実による交流活動の推進

児童・生徒の障害の状態等は一人ひとり異なり、それにより必要となる特別な指導内容や合理的配慮を含む支援の内容も異なることから、通常の学級、特別支援教室や通級による指導、特別支援学級、特別支援学校は、連続性のある多様な学びの場としてそれぞれ指導の充実を図っています。

その上で、障害者権利条約を踏まえ、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒ができるだけ同じ場で共に学ぶことを目指していくために、都教育委員会は、児童・生徒の発達の程度や適応の状況等を勘案して、柔軟に転学ができるようにしてきました。

また、都立特別支援学校に在籍する児童・生徒についても、居住する地域とのつながりを維持・継続できるようにすることが大切であることから、都教育委員会では、平成19年度から、小・中学部に在籍する児童・生徒のうち、希望者を対象とする副籍制度を導入しました。平成27年度入学生からは、原則全員が副籍を持つこととしています。

これらの取組により、都立特別支援学校では、都教育委員会がこれまでに作成した「副籍ガイドブック」や「副籍交流事例&アイデア集」を活用しながら、新入生の保護者に対して副籍制度に



副籍ガイドブック(改訂版)

についての説明会を行ったり、特別支援教育コーディネーター等が地域指定校¹となる小・中学校において理解推進授業²を実施したりするなど、副籍制度による交流の充実を図っています。

都教育委員会では、副籍制度による交流活動の更なる充実を目指し、令和4年度に保護者等を対象とした調査を実施するとともに、その結果を踏まえ、令和5年度に「副籍ガイドブック」の改訂を行いました。改訂後のガイドブックでは、地域指定校決定後、できるだけ早期から交流が開始できるような打合せの実施や、オンライン等の活用により児童・生徒や保護者の負担を軽減しながら、交流回数を増やす工夫などについて示しています。令和6年度には、本ガイドブックに示した工夫に基づき、研究指定校において様々な交流の取組を実践し、その成果を「副籍交流事例集」としてまとめ、都立特別支援学校及び区市町村教育委員会に周知しました。

副籍制度による交流活動は、児童・生徒の相互理解を育むなど、共生社会の実現に向けて重要な役割を持つ取組です。今後も、地域指定校と都立特別支援学校が連携し情報を共有しながら、無理なく継続することが可能となるように交流の内容や方法を工夫するなど、副籍制度の充実に向けた研究を進めていきます。

¹ 特別支援学校に在籍する児童・生徒が、副籍制度を利用して副次的な籍(副籍)を置く学校で、原則として自宅に最も近い小学校又は中学校(通学区域を定めている場合は、通学区域内の小学校又は中学校)のこと。

² 副籍交流における「地域指定校」の児童・生徒に、障害の理解を深めるために特別支援学校の学級担任や特別支援教育コーディネーターが行う授業のこと。

(2) 言語や文化に親しむ教育の推進

① 国際理解教育の充実

グローバル化の進展に伴い、児童・生徒等が外国人や外国の文化、外国の言語に接する機会はますます増加しています。こうした状況を踏まえると、都立特別支援学校においても、国際理解教育³を一層推進していく必要があります。

都教育委員会では、平成29年度から令和2年度にかけて「特別支援学校における国際教育の充実推進委員会」により、障害に配慮した外国語指導や多文化への理解を深めるための教育の在り方についての検討を行いました。その成果を、指導資料「特別支援学校における国際理解教育の充実」にまとめ、都教育委員会ホームページに掲載しました。

引き続き、「都立特別支援学校教育課程編成・実施・管理説明会」において、本指導資料を参考に、児童・生徒の実態や学校の特色に応じた外国語教育・国際理解教育の充実を図るよう、各校に周知していきます。

また、英語の授業等におけるネイティブによる指導、体験型英語学習施設である TOKYO GLOBAL GATEWAY(青海・立川)の活用や、現地ならではの経験・交流を行う海外派遣の実施など、児童・生徒が実践的な英語を使う機会の充実を図っていきます。



特別支援学校における国際交流事業

② 言語活動及び読書活動の充実

言語は、児童・生徒等の学習活動を支える重要な役割を果たすものであり、全ての教科等における資質・能力の育成や学習の基盤となるものです。そのため、学習指導要領では、国語科を要として教育課程全体を見渡した組織的・計画的な取組が求められています。

言語に関する能力を育成するに当たり、読書活動が効果的な方法の一つであることから、日常的に読書に親しみ、読書をより豊かなものにするための指導や、学校図書館の充実



特別支援学校の図書館(光明学園)

³ 国際化が進展する中で、広い視野とともに、異文化に対する理解や異なる文化を持つ人々と共に協調していく態度などを育成する教育

等により、児童・生徒等が読書をする環境を整えていく必要があります。

そのため、都教育委員会では、研究指定校を設けて、読書環境の整備や読書活動の充実を推進しています。各指定校では、学校図書館や校内の図書スペースなどの環境を整え、児童・生徒等が主体的に図書に親しむことができるような書棚の配置や、図書の並べ方などの工夫・改善を行ってきました。研究指定校における取組の成果は、都立特別支援学校の共有ポータルで周知し、各校の読書環境の改善や授業等での図書の活用の工夫に役立てることができるようにしています。

今後も、各校の読書環境の整備や読書による言語活動の更なる充実を促していきます。

③ 特別支援学校における図書館システムの導入

子どもの読書活動の推進に関する法律に基づく第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」においては、障害のある子供など、多様な子供たちの読書機会を確保するため、利用しやすい書籍及び電子書籍の充実や学校図書館等の読書環境の整備とともに、デジタル社会に対応した読書環境の整備が示されています。

このような状況を踏まえ、都立特別支援学校全校に学校図書館システム⁴を導入し、学校内における蔵書管理や貸出しを効率的に行うとともに、都立図書館が用意した図書セットを都立特別支援学校に貸し出す取組や、学校間で蔵書の相互貸借を可能とするなど、都立特別支援学校図書館の環境を整備し、読書活動の充実を図っていきます。

また、令和6年度から実施している学校図書館専門員配置モデル事業の成果を検証するとともに、今後も外部専門家を活用しながら、学校図書館の読書環境の充実に向けた支援を引き続き実施していきます。

⁴ インターネットを介し、蔵書の登録や貸出の管理等、学校図書館に係る業務を処理するシステム。令和5年度に端末及びソフトウェアを都立特別支援学校全校に配備し、運用を開始している。

(3) 幼児・児童・生徒の安全確保に向けた防災教育等の推進

① 特別支援学校における安全・防災に関する指導の充実

都教育委員会は、学校事故の防止及び事故発生時の対応について、校長連絡会、副校長連絡会等の機会に管理職向け説明及び研修を実施するとともに、毎月の資料発行、発生時の個別対応(学校訪問等)により、都立特別支援学校を支援しています。

今後も、負傷・行方不明、学校外の事故への対応、日常生活の中で遭遇しうる事件・事故等の危険や、地震などの様々な災害に対して、児童・生徒等が自ら身の安全を確保し、適切な行動を取ることができるよう、都立特別支援学校の安全教育・防災教育を推進していくことが必要です。

各校の指導に資するよう、平成30年度に作成したリーフレット「位置情報(GPS)機能を活用した安全・安心な登下校に向けて」の周知や児童・生徒の実態に応じ安全に配慮した通学指導の工夫のほか、校内での事故の未然防止を図るための方策や、児童・生徒等が事件・事故等に遭わないようにするための方策などについて、校長連絡会等を通じて毎月情報提供を行い、都立特別支援学校への支援を継続します。各校においても、児童・生徒等が通学中に地震などに遭遇した際の対応方法を学べるよう、指導を継続していきます。

特に、知的障害のある児童・生徒等が、登下校中に道に迷ったり、交通機関の利用を誤ったりすることなどで一時的に行方が分からなくなった場合、交通事故などの大きな事故につながる恐れがあります。各校では、児童・生徒等が行方不明になった場合に備え、あらかじめ学校の対応を整理し、校内で共有しています。これらの対応を、保護者や地域の関係機関等とも共有するなど、引き続き児童・生徒等の安全・安心な登下校に向けた取組を継続するとともに、今後、研究指定校に位置情報探索機器を貸与し、有効な活用方法を検討するモデル事業を実施します。

また、校内で事件・事故が発生した際には、都立特別支援学校と東京都学校経営支援センターが連携し、児童・生徒等の被害を最小化することができるよう、必要な支援を行います。

② 特別支援学校における防災訓練の充実

首都直下地震等、都市機能に深刻な被害をもたらす災害等が発生した場合に長期にわたる避難生活を余儀なくされることを想定し、平成29年度から、都立特別支援学校全校において、宿泊防災訓練を実施してきました。

これにより、災害発生を想定した地域・関係機関等との連携が強化され、円滑な避難所運営の在り方や児童・生徒及び保護者等の安全確保に向けた対応について、各校の特質を踏まえた具体的な検討や対策が図られてきました。また、訓練を通じ、児童・生徒が一定期間避難所で生活する際の課題や必要な準備について、保護者や教職員の理解が深められました。

今後は、これまでの成果を踏まえるとともに、感染症や熱中症への対策を講じた避難生活の在り方や、避難所の運営に当たって配慮すべき課題等についても検討しながら、保護者や地域と連携し、様々な状況を想定した訓練を実施していきます。



起震車体験訓練

(4) 責任ある個人として主体的に生きるための力の育成

① 特別支援学校における主権者教育・消費者教育の充実

選挙権年齢の引き下げ⁵に伴い、主権者教育を推進するために、都教育委員会は、主権者教育に係るリーフレット「都立特別支援学校高等部主権者・消費者教育推進リーフレット 18歳から成人になるということ」を作成し、授業等での活用を促してきました。また、都立特別支援学校の教育課程編成・実施・管理説明会や各校の生活指導担当教員等を対象とした都立特別支援学校健全育成連絡協議会等において、主権者教育・消費者教育に関する最新の情報提供や授業等で活用できる資料の紹介を行っています。

各校では、原則として選挙権年齢(満18歳)に到達する前までに科目「公共」等を履修できるようにするとともに、地域の選挙管理委員会の出前授業等の活用を通じて主権者や選挙の意義や、消費者トラブルから身を守るための方法などについて学び、考える指導を行っています。

引き続き、効果的な指導事例の共有や都立高校等での主権者教育・消費者教育の情報を紹介することなどを通じ、各校の主権者教育・消費者教育の充実を支援していきます。

② 特別支援学校の児童・生徒の健全育成の充実

都教育委員会では、都立特別支援学校健全育成連絡協議会を年2回開催し、生活指導上の課題や指導事例を共有しています。都立特別支援学校内で発生する健全育成に関わる事故件数は少ない状況が続いていますが、いじめや不登校などの生活指導上の重要課題については、特別支援学校においても理解を深め、様々な児童・生徒の実態や課題に応じた対応を行うことができるようになることが重要です。

そのため、都立特別支援学校健全育成連絡協議会を引き続き開催し、障害のある児童・生徒等の健全育成に関わる諸課題の解決策や学校事故の防止に向けた具体的方策等を研究・検討していきます。

③ 社会の課題に対応した教育活動の展開

学習指導要領においては、児童・生徒が自分のよさや可能性を認識するとともに、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることを求めています。教科等の学習を通じて身に付けた力を統合的に活用し、自然環境や資源の有限性等の中で持続可能な社会をつくる力や健

⁵ 公職選挙法の改正により、選挙権年齢を20歳以上から18歳以上に引き下げること。平成28年6月19日から施行

康・安全・食に関する力など、現代的な諸課題に対応できるようにするための資質・能力の育成が必要となっています。

これらの資質・能力は、教育課程全体を見渡しつつ、それぞれの教科等の役割を明確にしながら、教科等横断的な視点で育んでいくことが大切であることから、都立特別支援学校が教育計画を作成する際において、「SDGs」の17の柱⁶から関連する事項を検討するなど、「持続可能な社会の創り手」の育成につながる学習場面を具体的に位置付けることができるよう、都立特別支援学校教育課程編成・実施・管理説明会で方針を示し、学校での工夫ある取組を促してきました。今後、学校が所在する地域の特性や児童・生徒の障害の状態等を踏まえた特色ある教育活動について共有していくとともに、学校の特色を生かした教育目標や、特色ある教育活動の工夫を反映させた教育課程の編成を促していきます。

⁶ 持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)。2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。「質の高い教育をみんなに」など、17のゴール・169のターゲットから構成される。

年次計画

取組分野	個別事業	第二次実施計画	第三次実施計画		
		令和4～6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
(1) インクルーシブな教育の更なる推進に向けた取組	① 特別支援学校と都立学校等の協働的な取組	(新規事業) 検討協議会で、都立特別支援学校と都立高校等の協働等について検討	近接する特別支援学校と都立高校等の協働的な取組及び環境整備等を実施		
	② 学校におけるインクルージョンに関する実践的研究	・交流及び共同学習に関する実践的研究事業の実施、成果の普及、拡充支援事業の実施 ・インクルーシブ教育システム体制整備推進事業の実施	小・中学校の教員の特別支援教育の専門性向上を図るインクルーシブ教育システム体制整備推進事業の実施		・成果の最終報告、成果の普及
	③ 特別支援学校と地域の小・中学校及び都立高校等との交流及び共同学習	様々な機会を活用した学校間交流の充実	様々な機会を活用した学校間交流の充実		
	④ インクルーシブ教育支援員の配置	(新規事業) 令和6年度から特別支援学校への就学が適当と判定された児童・生徒がより身近な区市町村立小・中学校に就学した場合等に、日常生活上の介助や学習支援等を行う「インクルーシブ教育支援員」の配置を支援	特別支援学校への就学が適当と判定された児童・生徒がより身近な区市町村立小・中学校に就学した場合等に、日常生活上の介助や学習支援等を行う「インクルーシブ教育支援員」の配置を支援		
	⑤ 副籍制度の充実による交流活動の推進	調査結果に基づいた、ガイドブック等の改訂及びデジタルを活用した交流活動事例の収集と周知	研究指定校における、副籍交流の好事例の収集・周知		
(2) 言語や文化に親しむ教育の推進	① 国際理解教育の充実	・総合的な学習の時間(総合的な探究の時間)を核とした国際理解教育の推進 ・各学校の取組状況を把握・周知	・総合的な学習の時間(総合的な探究の時間)を核とした国際理解教育の推進 ・各学校の取組状況を把握・周知		
	② 言語活動及び読書活動の充実	・研究指定校における読書環境の整備や読書活動の充実の更なる推進	・過年度とは別の研究指定校を指定 ・読書環境の整備や読書活動の充実を更に推進		・実践事例集の作成と周知、各学校への指導・助言
	③ 特別支援学校における図書館システムの導入	・図書館管理システムの配備 ・相互貸借の導入・実施 ・学校図書館専門員配置モデル事業の実施	・図書館管理システムの活用 ・相互貸借の実施 ・学校図書館専門員配置モデル事業の実施、成果の検証	・成果を踏まえた取組	
(3) 防災・安全・児童・児童等への推進	① 特別支援学校における安全・防災に関する指導の充実	・校長連絡会等における事故の未然防止に向けた指導・助言 ・事故発生時に東京都学校経営支援センターが学校の対応を支援	・校長連絡会等における事故の未然防止に向けた指導・助言 ・事故発生時に東京都学校経営支援センターが学校の対応を支援		
	② 特別支援学校における防災訓練の充実	感染症対策を講じた宿泊防災訓練の全校実施	感染症や熱中症への対策、避難生活の際に配慮すべき課題等について検討し、様々な状況を想定した訓練の実施		

年次計画

取組分野	個別事業	第二次実施計画	第三次実施計画		
		令和4～6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
(4) 責任ある個人として主体的に生きるための力の育成	① 特別支援学校における主権者教育・消費者教育の充実	・教科指導や体験学習を通じた社会の一員としての自覚の涵養 ・保護者への情報提供の充実	・教科指導や体験学習を通じた社会の一員としての自覚の涵養 ・保護者への情報提供の充実		
	② 特別支援学校の児童・生徒の健全育成の充実	都立特別支援学校健全育成連絡協議会において指導上の課題や指導事例を共有	都立特別支援学校健全育成連絡協議会において指導上の課題や指導事例を共有		
	③ 社会の課題に対応した教育活動の展開	・教科等の年間指導計画において「持続可能な社会の創り手」の育成につながる学習場面を教育課程上に明確にするよう、指導・助言 ・都立特別支援学校向けの教育課程説明会にて、方針を提示	「持続可能な社会の創り手」の育成につながる学習場面を、教育課程に具体的に位置付けられることができるような指導・助言	学校の地域性や児童・生徒の障害の状態等を踏まえた特色ある教育活動についての事例の収集	都立特別支援学校向けの教育課程説明会にて、好事例を紹介

2 デジタルを活用した教育活動の展開

(1) デジタルを活用した教育の充実

① 自立と社会参加を見据えた情報教育の充実

スマートフォンや各種タブレット端末の普及を背景とした情報化社会の進展により、障害のある児童・生徒等が将来、日常生活や卒業後の社会生活、職業生活において、情報の収集、処理、発信、判断などの基礎的な情報活用能力を活用し、個人の生活や社会生活の質を高められるようにしていくことが求められています。

また、情報通信ネットワークが急速に普及している現代においては、SNS等を用いたインターネット上のいじめ等も社会問題化しており、基本的な情報モラルの順守の必要性や情報の発信に対する責任、情報セキュリティ等について教員がよく理解し、その上で、児童・生徒等が適切に対応できる態度を身に付けられるようにすることも必要です。

そこで、情報モラルや情報セキュリティに関する教員の理解を深めるとともに、「SNS東京ルール」⁷の普及等を通し、児童・生徒等が情報を選択し、活用するための基礎的な能力、情報の発信及び受信や、情報セキュリティに係る基本的なルールを身に付けられるよう、情報教育を充実させるための留意点等について、専門家の助言を得ながら研究指定校において授業研究を実施しました。これら研究指定校の実践を基に、一人1台端末の効果的な活用とともに、情報モラルに関する学習の効果的な事例を特別支援学校に周知し、「都立特別支援学校教育課程編成・実施・管理説明会」において情報共有を図りました。

また、コンピュータに意図した処理を行うように指示する体験を重ねることで、プログラミング的思考の育成を図る「プログラミング教育」については、都立知的障害特別支援学校においても必要であることから、第二次実施計画において、障害の状態や程度に応じたプログラミング学習の事例を収集し、各校で共有できるようにしました。

情報教育は、新たな機器の開発などデジタル活用の更なる充実に伴い、指導内容や指導方法が更に変化・進展していくことが予想されます。引き続き、一人1台端末の利用に関するルールやモラルへの理解を深めるとともに、社会の変化に応じた柔軟な指導が行えるよう、最新の情報を各校に周知していきます。

⁷ 都教育委員会が策定した、児童・生徒がいじめ等のトラブルや犯罪に巻き込まれないようにするとともに、学習への悪影響を防ぐためのルール。平成31年に改訂し、「送信前には、誰が見るか、見た人がどのような気持ちになるか考えて読み返そう。」などがある。学校や家庭では、SNS東京ルールを踏まえ、具体的なルールを定めることとしている。

② デジタルを活用した指導内容・方法の研究・開発

都立特別支援学校においてタブレット端末等の一人1台端末が配備され、障害種別や年齢・発達段階に応じた活用の工夫が進められています。

これまで、各校におけるデジタル機器の活用が充実するよう、指導教諭による模範授業等の公開により、デジタル機器を効果的に活用した指導内容・方法、ノウハウの普及等を進めてきました。

また、児童・生徒等の多様な障害の状態等に対応できるよう、第二次実施計画において、体系的に指導内容・方法の研究・開発を進め、その成果を全ての都立特別支援学校に還元し、デジタルを活用した効果的な指導の事例を共有しました。今後は、これらの研究成果を更に広め、各校のデジタル活用を支援していくとともに、デジタルを活用することで学びを一層深める授業の在り方について研究していきます。

ア 学習者用デジタル教科書・教材を用いた指導方法の開発

都立視覚障害、聴覚障害、肢体不自由及び病弱の特別支援学校の小・中学部には、小・中学校用の検定済教科書を使用している児童・生徒がいます。第二次実施計画では、従前からの紙の教科書と学習者用デジタル教科書⁸を併用する際の効果的な指導方法の開発とともに、教科書に準拠した学習者用デジタル教材を用いた効果的な指導方法の開発も行いました。

今後は、障害に応じた学習者用デジタル教科書やデジタル教材の活用の工夫と効果的な指導方法について引き続き研究を進め、支援機器等を効果的に組み合わせた活用事例やデジタルと紙の教科書を併用した授業展開の事例などを蓄積し、これらを都立特別支援学校間で共有することなどにより、各校の教科指導を充実させていきます。

また、都立視覚障害特別支援学校の児童・生徒については、一人1台端末を活用する前段階として、障害の状態等により、端末の画面が見えなかったり、見えにくかったりする状況に対応できるようにする必要があります。そこで、視覚障害のある児童・生徒が端末の画面を見やすくすることができるアプリケーションを用いた効果的な指導方法を研究するとともに、点字が必要な児童・生徒については、点字ディスプレイに文字等の情報を出力することで、学習者用デジタル教科書を用いることができるようにしました。

⁸ 紙の教科書の内容の全部(電磁的記録に記録することに伴って変更が必要となる内容を除く。)をそのまま記録した電磁的記録である教材(学校教育法第34条第2項及び学校教育法施行規則第56条の5)

視覚障害のある児童・生徒のデジタル活用については、拡大の縮尺や音声読み上げ・点字機能など、障害の状態や程度によって異なる対応が必要となることから、一人ひとりに応じた効果的な活用についての取組を一層進めていきます。

さらに、中央ろう学校においては、大学進学を目指した中高一貫型聴覚障害特別支援学校としての目的を果たすため、民間事業者が開発する学習支援アプリケーション等を活用し、音声情報を文字化するアプリケーションと併用するなどしながら、聴覚障害の生徒の学力向上を図るための指導の充実に取り組みました。これまでの研究成果を他校にも普及し、進学を希望する生徒に対する指導の充実を促していきます。

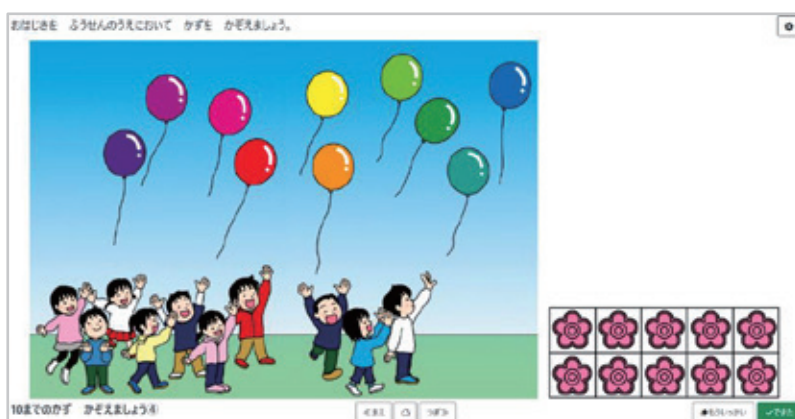
イ 学習者用デジタル教材の開発

知的障害特別支援学校に向けては、一部教科において文部科学省著作教科書⁹が発行されていますが、この著作教科書に準拠した学習者用デジタル教材¹⁰は用意されていないのが現状です。

知的障害のある児童・生徒については、具体的な操作を通じて思考や判断、表現ができるようにする指導が効果的な場合が多く、タブレット端末などを用いて学習者用デジタル教材を操作しながら学ぶことができるようにすることで、より効率的に学習内容を習得できるようになることが期待できます。

そこで、第二次実施計画において、知的障害のある児童・生徒が各自の端末を用いて効果的・効率的に学習内容を習得できるよう、文部科学省著作教科書に準拠した算数・数学の学習者用デジタル教材を都独自に開発しました。

開発したデジタル教材は、ホームページに掲載し、都立特別支援学校はもとより、都内公立小・中学校等でも活用できる



デジタル教材の例

⁹ 高等学校の農業、工業、水産、家庭及び看護の教科書の一部や特別支援学校用の教科書については、その需要数が少なく民間による発行が期待できないことから、文部科学省において著作・編集された教科書が使用されている。ここでは、知的障害特別支援学校用の教科書を指す。

¹⁰ 学校教育法第34条第4項に規定する教材(補助教材)。動画・音声やアニメーション等のコンテンツにより、教科等を学ぶための資料やワークシート等としての役割をもたせることができる。

ようにしました。

今後も教材開発を進め、児童・生徒の実態に応じた教材が選択できるよう内容の充実を図るとともに、デジタル教材を活用した効果的な指導方法についての研究も進めていきます。

ウ 障害の程度が重い児童・生徒のデジタル活用場面の拡大

都立特別支援学校には、端末を固定するための器具や音声読み上げソフトなど、児童・生徒等の障害の状態等に合わせた支援機器が導入されています。

これらの支援機器をより効果的に使用できるようにするために、好事例の収集を行い、「教育課程編成・実施・管理説明会」などの機会を通して都立特別支援学校全校に周知し共有することで、児童・生徒等の障害の状態等に合わせた効果的な使用を促してきました。

情報化社会の進展に伴い、新たな支援機器の開発や効果的な活用方法の研究も期待できることから、引き続き支援機器の活用に関する研究を進めていきます。

また、知的障害の重い児童・生徒が、授業等で一人1台端末を活用するに当たっては、児童・生徒が興味・関心をもち意欲的に学習に取り組むことができる教材も必要です。第二次実施計画において、民間事業者等が開発しているアプリケーション等の中で、授業場面で効果的に活用できるものについて、モデル校での導入を行い、指導方法の研究を行いました。この成果を、全ての都立特別支援学校に報告・共有し、各校でアプリケーションを選定する際の参考となるようにしています。

これらのアプリケーションも、年々様々な種類・内容のものが開発され、バージョンアップされていることから、授業等で活用できるアプリケーションについて引き続き研究し、効果的な活用等について更に普及していきます。

③ 準ずる教育課程におけるデジタルを活用した他校との共同学習

知的障害特別支援学校以外の都立特別支援学校には、小・中学校及び都立高校等に準ずる教育課程が設置されています。しかし、学校によっては、この教育課程で学ぶ児童・生徒の数が少ないことから、子供たち同士で学び合う場面が限られる場合があります。

学習の活性化を図るため、準ずる教育課程で学ぶ同じ学年の児童・生徒と一緒に授業を受けられる機会を創出する必要があります。

そのため、研究指定校に指定した複数の都立特別支援学校において、あらかじめ年間の指導計画を合わせるなどした上で、学校間をオンラインでつなぎ、共に授業を受けられるような取組

を進めてきました。肢体不自由特別支援学校では、これまで同学年の児童と学ぶ機会のなかった児童・生徒が、他校の児童・生徒と意見交換を交わすことで自分の考えを深め、学習意欲を高めるなど、効果的な学習経験を得ることができました。

今後、準ずる教育課程で学ぶ児童・生徒同士が、話し合い活動や意見交換により学びを更に深めることができるよう、オンラインでの共同学習が効果的である教科や授業形態、実施に当たっての諸条件等を整理していきます。

(2) デジタルを活用した教育を推進するための環境整備

① TOKYOスマート・スクール・プロジェクトの推進

デジタルの活用を推進することは、個別最適な学びや主体的・対話的な学びを実現していくために重要です。今後、個々の障害の状態に応じたきめ細かい対応を一層推進するため、デジタル技術の活用を更に拡大し、障害に伴う学びにくさを軽減するだけでなく、子供たち一人ひとりの学びの向上を図っていくことが期待されています。

都は、令和元年度から「TOKYOスマート・スクール・プロジェクト」¹¹を推進し、子供たちの学ぶ意欲に応え、子供たちの力を最大限に伸ばすためのトータルツールとして教育のデジタル化を強力に進めてきました。令和2年度には、都立特別支援学校小・中学部における一人1台端末や必要となる支援機器等の整備を行い、計画的に更新しています。

また、高等部における一人1台端末については、各校が複数の仕様の中から障害の特性に応じて適切な端末を選択し、生徒所有の端末として活用できる仕組みを導入しました。その上で、端末等の購入に係る保護者の費用負担については、就学奨励事業の拡充により適切に支援を行っています。

加えて、各校のデジタル活用を支援するため、取組事例の共有や全校へのデジタルサポーター¹²の常駐配置、校内でのデジタル活用の中核を担う教員向けの研修等を行うとともに、令和4年度から令和5年度にかけて、統合型校務支援システムを都立特別支援学校全校に整備しました。また、学校と保護者間の連絡手段のデジタル化を段階的に進めています。

これらの取組で、デジタルの活用を一層推進することにより、「学び方改革」（個別最適な学び・協働的な学びの充実）、「教え方改革」（データ活用・分析等による授業の改善）、「働き方改革」（教員と生徒が向き合う時間の一層の確保）の三つの改革を実現していきます。

② 聴覚障害教育における情報保障のデジタル化の推進

都立聴覚障害特別支援学校では、聴覚の活用や、口話、手話、指文字等、児童・生徒等の障害の状態に応じて多様なコミュニケーション手段を活用して指導を行っています。

また、補聴器や人工内耳を装用した児童・生徒等の聴覚の活用を補助するため、集団補聴シス

¹¹ 子供たちの学ぶ意欲に応え、子供たちの力を最大限に伸ばすためのトータルツールとして、デジタルを活用した教育の充実を強力に推進し、学び方・教え方・働き方改革の実現を図る取組

¹² デジタル活用のスキルを持った専門人材等であり、教員に対してデジタル機器の効果的な活用方法の研修や、校内のICT環境の保守運用支援など、教員と連携してデジタルを活用した教育活動を技術的に支援している。

テムを配備するとともに、動画や文字等により視覚からの情報伝達を行うため、電子黒板や「見える校内放送」¹³を活用するなど、様々な機器を活用して情報保障の充実を図ってきました。

近年、デジタル化の進展に伴い、既設のシステムよりも高音質・高出力な集団補聴システムや、高い音声認識機能をもち、誤変換の少ない音声情報を文字化するアプリケーションが開発されたことを踏まえ、令和4年度に都立聴覚障害特別支援学校全校にデジタル式の集団補聴システム及び音声情報を文字化するアプリケーションを導入しました。

今後も、児童・生徒等一人ひとりの障害の状態や教育活動の場面に応じた最適な情報保障の実現を図っていきます。

③ 病弱教育におけるデジタルを活用した教育の充実

病院内訪問教育においては、教員による指導は週3日・1回2時間を基本としていましたが、平成29年度から、入院する児童・生徒の学習支援を行う病弱教育支援員¹⁴を病院へ派遣するとともに、タブレット端末を活用することにより、学習の機会を週5日・1回2時間まで充実しました。タブレット端末は付属のカメラ機能やスピーカー機能を用い、オンライン授業や映像資料の確認等に活用しています。

また、病院内分教室においては、治療や体調等を理由に病室から出ることができない児童・生徒と分教室をつなげるなど、入院する児童・生徒の状況に応じた学びの実現を図るため、令和3年度から全病院内分教室に分身ロボットを配備しています。

今後も、病弱教育支援員を児童・生徒の入院する病院へ派遣するとともに、タブレット端末や分身ロボット等のデジタル機器を活用することにより、児童・生徒の学習を支援していきます。

¹³ 耳からの情報を取得しにくい児童・生徒等への情報を保障するため、通常、音声により伝えられる学校内放送や災害情報などを動画、静止画又はテキストを放映することによって見えるようにし、情報を提供する仕組み。

¹⁴ 都立特別支援学校の病院内訪問教育において、児童・生徒が入院している病院等へ出向き、担当教員と連携して児童・生徒の学習支援を行う職員

年次計画

取組分野	個別事業	第二次実施計画	第三次実施計画		
		令和4～6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
(1) デジタルを活用した教育の充実	① 自立と社会参加を見据えた情報教育の充実	・研究指定校の実践を基に指導資料を作成 ・指導資料を各学校に配布し、年間指導計画の立案時の活用を促進	・指導資料の活用促進 ・情報セキュリティ等に係る最新の情報の周知		
	② デジタルを活用した指導内容・方法の研究・開発				
	ア 学習者用デジタル教科書・教材を用いた指導方法の開発	・指導方法の開発(都立視覚障害・肢体不自由特別支援学校の小・中学部) ・研究成果を各校に周知	・デジタル教科書・教材の活用による効果が期待される教科・単元の検討・選定 ・障害種に応じたデジタル教科書・教材導入方針の検討	・障害に応じた支援機器の効果的な組み合わせの検討 ・障害種に応じたデジタル教科書・教材導入方針に基づく事例の検証	・授業画面での使用が効果的なデジタル教科書・教材リストの作成 ・デジタル教科書・教材導入の成果、導入・活用等の好事例をポータルサイトにて周知
	イ 学習者用デジタル教材の開発	・学習者用デジタル教材の開発(知的障害特別支援学校小学部の算数4冊 中学部数学2冊 計6冊) ・研究指定校等での使用による効果の検証	・文部科学省著作教科書に準拠した学習者用デジタル教材のバージョンアップと追補版の開発 ・研究指定校による検証授業の実施		
	ウ 障害の程度が重い児童・生徒のデジタル活用場面の拡大	・研究指定校におけるアプリケーションの試行 ・試行結果を都立特別支援学校全校に周知	障害種に応じた支援機器と民間事業者等が開発しているアプリケーション等を組み合わせた効果的な指導について研究		指導資料を作成し、全都立特別支援学校へ周知
	③ 準ずる教育課程におけるデジタルを活用した他校との共同学習	研究指定校における同一校種他校との共同学習	・他校同学年との共同学習のための指導計画を立案、必要な機器、教材類等を整備 ・同学年の児童・生徒が在籍する学校間をオンラインでつないだ授業を実施、児童・生徒の様子や指導の工夫、共同学習時の課題等を整理		・視覚障害・肢体不自由の準ずる課程設置校全校を指定し、他校同学年との共同学習のための指導計画立案、授業研究の実施・実践事例のうち、他校に波及効果のある好事例を収集、ポータルサイトにて周知
(2) デジタルを活用した教育を推進するための環境整備	① TOKYOスマート・スクール・プロジェクトの推進	・小・中学部における児童・生徒一人1台端末の活用 ・高等部の生徒一人1台端末の整備・活用(1・2・3年生) ・都立特別支援学校全校への校内無線LAN整備(増強)・活用 ・デジタルサポーター(ICT支援員)の配置 ・自律的にデジタル活用推進を担う教員を育成 ・統合型校務支援システムの運用 ・高等部の生徒一人1台端末等の購入に係る保護者負担を支援	・小・中学部における児童・生徒一人1台端末の活用 ・高等部の生徒一人1台端末の活用(1・2・3年生) ・高等部の生徒一人1台端末等の購入に係る保護者負担を支援 ・都立特別支援学校全校への校内無線LAN整備(増強)・活用 ・デジタルサポーター(ICT支援員)の配置 ・児童・生徒の情報活用能力を組織的に育成するための研修を実施 ・統合型校務支援システムの運用		
	② 聴覚障害教育における情報保障のデジタル化の推進	デジタル式集団補聴システムや音声情報を文字化するアプリケーションの導入・活用	デジタル式集団補聴システムや音声情報を文字化するアプリケーションの活用		
	③ 病弱教育におけるデジタルを活用した教育の充実	・病院内訪問教育における病弱教育支援員の派遣やタブレット端末の活用による学習機会の充実 ・病院内分教室における分身ロボットの配備・活用による学習支援	・病院内訪問教育における病弱教育支援員の派遣やタブレット端末の活用による学習機会の充実 ・病院内分教室における分身ロボットの配備・活用による学習支援		

3 豊かな心と健やかな体を育むためのスポーツ・芸術教育等の推進

(1) 障害者スポーツを通じた教育活動の推進

① 特別支援学校におけるスポーツ教育推進事業

ア 障害者スポーツの普及

都教育委員会は、平成30年度から全ての都立特別支援学校を「スポーツ教育推進校」に指定し、各校において様々な障害者スポーツ等に取り組み、児童・生徒の活動の幅を広げられるようにしてきました。

現在、都教育委員会が作成した「障害者スポーツ等指導事例集」を参考にするなどしながら、各校が在籍児童・生徒の実態に応じた様々なスポーツに取り組んでいます。

今後も、「スポーツ教育推進校」の全校指定を継続し、スポーツを通じて障害のある児童・生徒の健やかな身体と心を育むとともに、各障害種別の体育連盟による競技大会が円滑に開催できるような支援を通じて、障害者スポーツの普及を図っていきます。

イ 全国大会や国際大会で活躍できる選手の育成

都教育委員会は、都立特別支援学校に対して、パラリンピアン等のアスリートの派遣や講師の招へい、大会遠征に伴う費用への支援を行い、全国大会等への参加を強化しました。

今後も、障害のある児童・生徒が専門的な指導を受けながら競技能力を高め、可能性を伸ばすことができるよう、これらの取組を継続していきます。

ウ スポーツ競技への参加機会の充実

都教育委員会は、特別支援学校の教員等からなる各障害種別の体育連盟が主催する競技大会を共催するとともに、大会参加に係る参加費等を支援してきました。

また、都立特別支援学校の部活動に、専門的な知識や技術等を有する外部指導員を導入することで、部活動に参加する生徒の意欲の高揚と能力の伸長を図り、部活動のより一層の充実を進めてきました。

引き続き、各障害種別の体育連盟が主催する、児童・生徒が出場できるスポーツ競技大会を円滑に運営できるよう、支援を行っていくとともに、専門性の高い指導者による運動部活動の充実に向けた取組を継続し、生徒や顧問教諭が専門的な知識や技術に基づくアドバイスを受けられるようにしていきます。

エ スポーツを通じた交流の推進

都教育委員会は、令和4年度から令和6年度にかけて、延べ26校を「スポーツ交流推進校」に指定し、地域の小・中学校や都立高校等のほか、高齢者施設等とのスポーツを通じた交流により、地域・社会の人々の特別支援教育への理解を促す取組を進めてきました。これら推進校の実践を事例集としてまとめ、学校間で共有し、各校での取組の参考となるようにしています。

今後は、これまでの取組により蓄積した様々な障害者スポーツの体験活動を活用し、都立特別支援学校全校においてスポーツを通じた地域やスポーツ関係者との交流を推進していきます。このような交流により、障害のある児童・生徒が自信をもって主体的に活動したり、リーダーシップを発揮したりする機会を充実させるなどしながら、障害の有無にかかわらず共に理解し尊重し合う共生社会の実現を図っていきます。

オ パラスポーツ指導者講習会

都教育委員会では、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーとして、子供たちがパラスポーツに触れる機会を創出するため、教職員がパラスポーツを体験し、競技の歴史や意義、ルール、指導法等を学び、学校の教育活動においてパラスポーツの指導を行うことができる資質・能力を身に付けられるよう、「パラスポーツ指導者講習会」を実施しています。

② 障害者スポーツの振興に向けた施設設備の充実

【再掲：第1章-3(1)④ p.59】

③ デフリンピック大会開催を契機とした聴覚障害教育の推進・理解啓発

東京2025デフリンピックの開催は、デフリンピックやデフスポーツへの理解のすそ野を広げ、障害の有無にかかわらず、共にスポーツを楽しみ、互いの違いを認め、尊重し合う共生社会づくりを進める絶好の機会です。

都教育委員会では、令和5年度から都立聴覚障害特別支援学校へのデフアスリートや国際手話通訳者等の派遣事業を通じ、デフリンピックを契機とした聴覚障害教育の充実を図ってきました。

また、令和5年度には、小・中学校や都立高校等の児童・生徒がデフリンピックへの興味・関心

を高めるとともに、聴覚障害への理解を深め、障害の有無にかかわらず共生することの重要性を認識した上で、その実現に向けて自ら行動することができるような意識や姿勢を育むため、都立聴覚特別支援学校の児童・生徒の意見を取り入れながら、聴覚障害理解に関する映像教材を作成し配信しました。令和6年度には、本映像教材により、手話など聴覚障害のある人とのコミュニケーションに興味・関心をもった小・中学校や都立高校等に通う児童・生徒に向け、都立聴覚障害特別支援学校の児童・生徒による手話動画を作成、配信しました。

さらに、都立聴覚障害特別支援学校におけるデフスポーツ環境を向上させるため、スタートの合図を光で伝える陸上競技用の装置や、体育館等において審判の笛を発光ランプで知らせる装置を全都立聴覚障害特別支援学校に順次設置していきます。

今後もこうした取組を通じ、デフリンピック開催を契機とした共生社会の実現に向けた取組を推進していきます。

(2) 芸術教育の充実

① 芸術系大学等と連携した芸術教育の推進

ア 芸術系大学等と連携した芸術教育の推進事業

都教育委員会では、芸術系大学の協力を得て、障害のある児童・生徒の芸術的能力の発掘と伸長を図ることを目的として、美術分野を中心とした授業改善を行ってきました。具体的には毎年度、芸術教育推進校¹⁵3校が芸術系大学の教員等を招へいし、美術等の授業改善に取り組むとともに、その成果について、都立特別支援学校等の教員を対象とした報告会で普及を図っています。令和4年度からは、一人1台端末を活用した写真や映像等のデジタル表現なども含めた芸術教育として充実を図り、児童・生徒の可能性を広げる指導の在り方について研究を行っています。

引き続き、芸術系大学等の協力を得て、障害の種類や程度等に応じた芸術教育の内容や方法について、研究・開発及び授業改善に取り組んでいきます。

また、写真・映像の編集等、デジタルによる作品を主体的に制作するなど、一人1台端末の活用の可能性を更に広げることができるよう取組を都立特別支援学校へ普及させていきます。

イ 障害者アートの理解促進

都内の特別支援学校(都立・国公立・私立)に在籍する芸術に優れた才能を有する児童・生徒の発掘や、障害者アートに関する理解促進を目的としてアートプロジェクト展¹⁶を毎年度1回開催しています。

アートプロジェクト展では例年、多数の来場者を得ており、令和6年度は11日間の開催期間内に約3,900人が来場しました。

さらに、アートプロジェクト展で展示された作品を車体に掲載した都立特別支援学校のスクールバス(ラッピングバス)の運行により、障害のある児童・生徒が創作した芸術作品の魅力を広くアピールしました。

今後も、都内の特別支援学校(都立・国公立・私立)に在籍している児童・生徒を対象とし

¹⁵ 特別支援学校における芸術教育推進を目的に、芸術系大学等の教員・学生と連携を図りながら芸術教育の内容・方法について研究・開発を行う都立特別支援学校

¹⁶ 秀でた芸術的才能を有する児童・生徒を発掘して、その芸術性の高い作品を広く都民に周知することにより、障害への理解を促すための展覧会。特別支援学校に在籍する児童・生徒から作品を募集し、選ばれた作品が展示される。

て芸術作品の募集を行い、障害のある児童・生徒の芸術活動を推進するとともに、児童・生徒の優れた才能が発揮される機会となるよう、アートプロジェクト事業を継続していきます。

また、障害者アートへの理解を一層促進していくため、公式サイト「東京都特別支援学校アートプロジェクト展」を開設し、作品の魅力を広く発信していくこととしました。同サイトでは、会場の様子や過去の作品を見ることができるようになっています。

今後も、公式サイトや東京都教育委員会ホームページ等により、特別支援学校の子供たちの芸術作品の魅力を伝えるアートプロジェクト展の周知を図っていきます。



アートプロジェクト展の様子

② 芸術・文化に専門的な知見・技術を有する指導員を活用した部活動振興

都教育委員会では、都立特別支援学校の部活動推進の一環として、地域の指導者の積極的導入を進めてきました。文化系部活動において、年間延べ20程度の部活動で音楽や美術、演劇、茶道、華道といった様々な分野の専門家等を30人程度招へいし、部活動の振興を図っています。

これまでの取組を継続し、都立特別支援学校において音楽や美術の専門家、演劇の演出家、茶道や華道の専門家など、優れた指導者を招へいし、児童・生徒へ指導することなどにより、引き続き部活動のより一層の充実を進めていきます。

③ 東京都特別支援学校総合文化祭等の開催

都教育委員会では、都内の特別支援学校（都立・国公立・私立）の児童・生徒が主体的に参加し、日頃の芸術文化活動の成果を発表することを通して、創造する文化活動を促進するとともに、各校相互の交流や都民の理解を促進するため、東京都特別支援学校文化連盟¹⁷と共同で「東京

¹⁷ 特別支援学校児童・生徒の芸術・創造活動の充実・向上を図るとともに、障害のある児童・生徒にふさわしい文化活動の振興・発展に資することを目的に、都内の特別支援学校及び都教育委員会により組織された団体。「東京都特別支援学校総合文化祭」を開催している。

都特別支援学校総合文化祭」を開催しています。

都教育委員会は平成28年度から、東京都特別支援学校文化連盟について、「東京都特別支援学校総合文化祭」を開催するための準備組織としての役割に加え、文化祭における発表内容の文化的位置付けや教育効果等を研究する組織として位置付けました。

また、9部門の研究団体による文化活動、教科指導の研究等を実施するとともに、部門別の発表会や展覧会等により、総合文化祭の充実を図っています。

今後は、これまでの取組をより一層充実させるとともに、造形美術部門や音楽部門、写真部門や職業・作業部門等、各部門の研究活動の強化を図っていきます。



総合文化祭ポスター

年次計画

取組分野	個別事業	第二次実施計画		第三次実施計画	
		令和4～6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
(1) 障害者スポーツを通じた教育活動の推進	① 特別支援学校におけるスポーツ教育推進事業				
	ア 障害者スポーツの普及	全ての都立特別支援学校をスポーツ教育推進校に指定	全ての都立特別支援学校をスポーツ教育推進校に指定		
	イ 全国大会や国際大会で活躍できる選手の育成	・競技大会等の遠征費の支援 ・専門家等の講師の継続的な派遣による支援	・競技大会等の遠征費の支援 ・専門家等の講師の継続的な派遣による支援		
	ウ スポーツ競技への参加機会の充実	各障害種別の体育連盟が主催する競技大会等の運営支援	各障害種別の体育連盟が主催する競技大会等の運営支援		
	エ スポーツを通じた交流の推進	・障害者スポーツを通じた学校間交流の推進 ・スポーツ教育推進校及びスポーツ交流推進校における交流の活性化 ・障害者スポーツを通じた障害のある者と障害のない者との相互理解の深化	・障害者スポーツを通じた学校間交流の推進 ・障害者スポーツを通じた地域やスポーツ関係者との交流促進		
	オ パラスポーツ指導者講習会	教員を対象とした「パラスポーツ指導者講習会」の実施	教員を対象とした「パラスポーツ指導者講習会」の実施		
	② 障害者スポーツの振興に向けた施設設備の充実	事業対象校数を順次拡大	事業対象校数を順次拡大		
(2) 芸術教育の充実	③ デフリンピック大会開催を契機とした聴覚障害教育の推進・理解啓発	(新規事業) ・令和5年度に聴覚障害理解に関する映像教材を作成・配信 ・デフスポーツ環境向上のため、専用の競技器具を都立聴覚障害特別支援学校に設置 ・デフアスリートや国際手話通訳者等を派遣した特別授業の実施	・デフスポーツ環境向上のため、専用の競技器具を都立聴覚障害特別支援学校に設置 ・デフアスリートや国際手話通訳者等を派遣した特別授業の実施	大会後のレガシーとして、映像教材等を活用した聴覚障害の理解啓発を引き続き実施	
	① 芸術系大学等と連携した芸術教育の推進				
	ア 芸術系大学等と連携した芸術教育の推進事業	・芸術教育推進校の指定 ・報告会における美術等の授業改善の成果の普及	・芸術教育推進事業の継続 ・デジタル研究指定校を別途指定し、写真・映像等に係る指導内容・方法の更なる研究・開発	・芸術教育推進事業の継続 ・報告会における美術等の授業改善の成果の普及	・芸術教育推進事業の継続 ・研究指定校を別途指定し、芸術教育に係る指導内容・方法を研究・開発 ・写真・映像等の取組成果を他の都立特別支援学校へ普及
	イ 障害者アートの理解促進	アートプロジェクト展等の開催による障害のある児童・生徒の芸術活動の推進	アートプロジェクト展等の開催による障害のある児童・生徒の芸術活動の推進		
	② 芸術・文化に専門的な知見・技術を有する指導員を活用した部活動振興	専門性の高い指導者の招へいによる部活動の充実	専門性の高い指導者の招へいによる部活動の充実		
	③ 東京都特別支援学校総合文化祭等の開催	総合文化祭等の開催による文化活動の促進と各校相互の交流	総合文化祭等の開催による文化活動の促進と各校相互の交流		

